日本学術会議会員等手当支給規則

令和８年１０月１日
日本学術会議規則第５号

（目的）

第１条　この規則は、日本学術会議会員及び委員並びに連携会員（以下「会員等」という。）に対する手当の支給の基準を定めることを目的とする。

（手当）

第２条　会員等に支給する報酬は非常勤手当とする。

２　非常勤手当は、次の各号に定める日額を支給する。

（１）部長・副部長		日額２３，２００円
（２）役員会構成員		日額２１，４００円
（３）会員		日額２０，５００円
（４）会員候補者選定委員会委員長		日額２３，２００円
	委員	日額２０，５００円
（５）選定助言委員会委員長		日額２３，２００円
	委員	日額２０，５００円
（６）運営助言委員会委員長		日額２３，２００円
	委員	日額２０，５００円
（７）連携会員		日額２０，５００円

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。